

1 はじめに

1-1 策定の背景

1-2 実施計画等の位置付け

1-3 計画期間

1 はじめに

1-1 策定の背景

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代が利用できる身近な乗り物であり、多くの市民が買い物、通勤・通学、余暇活動などの様々な目的で活用するなど、市民生活に必要な移動手段として定着しています。

また、自転車は道路交通法で「軽車両」として扱われ、車道の左側を通行することが原則となっていますが、自転車利用者の多くは歩道や車道を無秩序に通行するなど、歩道における歩行者と自転車の錯綜が課題となっています。

札幌市では、まずは自転車通行に関する課題が多い都心部より、歩行者、自転車及び自動車の安全な通行環境の実現を図るため、平成 30 年（2018 年）3 月に『札幌都心部自転車通行位置の明確化の取り組み』（以下「前計画」という。）を取りまとめ、これに基づき、自転車通行空間の整備を進めてきました。

一方、都心部以外の郊外駅周辺では、通勤・通学で最寄り駅まで自転車を利用し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう自転車利用者が非常に多く、特に、駅周辺においては歩行者と自転車が集中するため、歩道内での接触事故等が懸念されています。

そのため、歩行者からは自転車の車道通行を求める声が多いことや、自転車利用者からも通行環境の向上を求められており、郊外駅周辺においても自転車通行空間の整備を進める必要があります。

このような中、令和 5 年（2023 年）12 月に策定した『札幌市自転車活用推進計画』では、これまでの取組の効果や地域課題、多様な利用者のニーズなどを踏まえ、自転車通行位置の明確化の更なる推進や既存の自転車ネットワーク同士の連携、道路の計画や整備などに合わせた自転車通行空間の確保などを推進することとしています。

これに基づき、都心部及び郊外駅周辺における自転車通行空間の整備に関する施策を効果的・効率的に推進するため、その実行計画として『札幌市自転車通行空間整備 実施計画 2025』（以下「実施計画」という。）を策定しました。

(参考)『札幌市自転車活用推進計画』（札幌市公式ホームページ）

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/jitensya/jitensya-keikaku.html>



1-2 実施計画等の位置付け

本実施計画は、『札幌市自転車活用推進計画』の基本方針の一つである「自転車通行空間の整備」を効果的・効率的に推進するため、都心部及び郊外駅周辺における整備方針等を取りまとめたものです。

また、郊外駅周辺の整備対象地区における計画路線の整備にあたっては、別途「地区別計画路線調書」を作成し、本実施計画と合わせて「実行計画」として位置付けます。

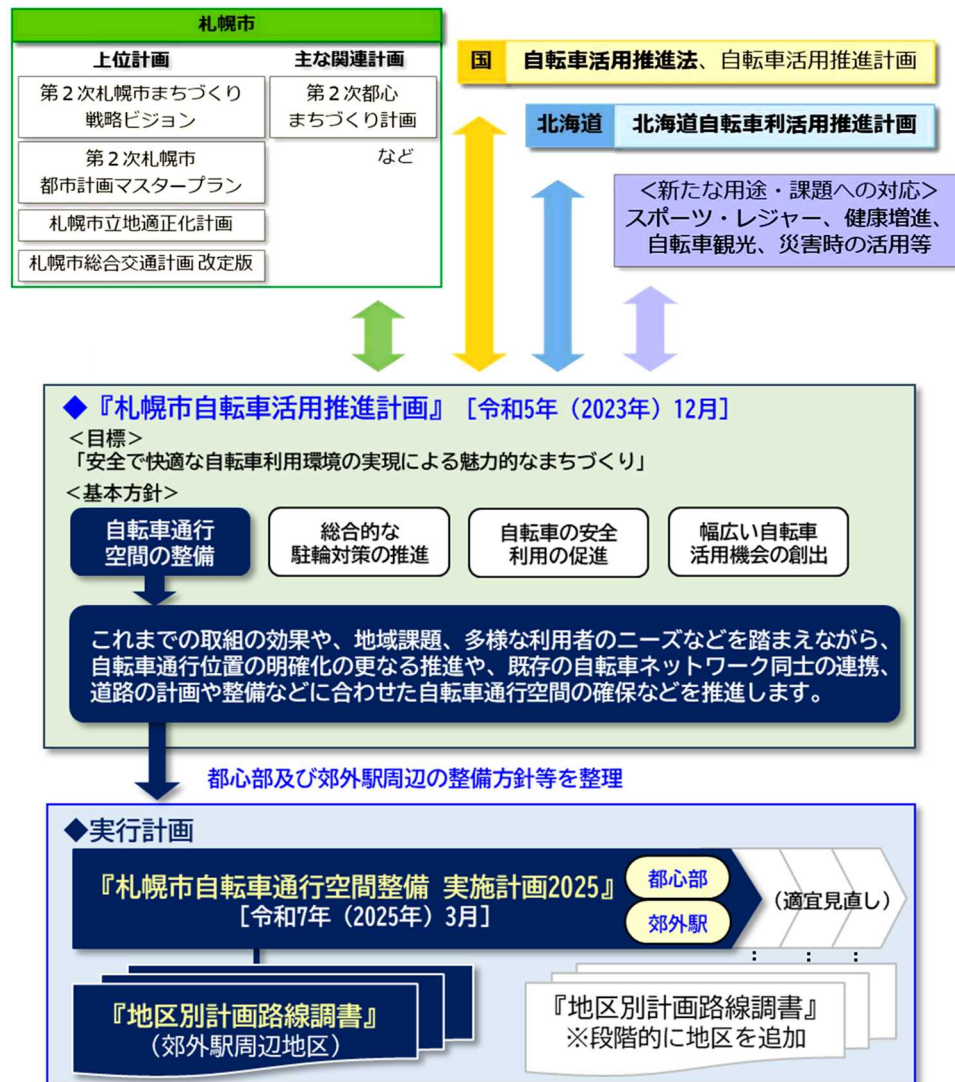


図-1 整備計画等の位置付け

1-3 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)までの3年間とします。



« × Ǝ »